

---

# 資料編

---

- 男女共同参画社会基本法 ●
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ●
  - 福岡県男女共同参画推進条例 ●
  - 糸田町男女共同参画推進条例 ●
  - 糸田町男女共同参画審議会名簿 ●
  - 男女共同参画社会へのあゆみ ●
  - 第2次基本計画策定までの経過 ●
    - 諮問と答申 ●
- 男女共同参画に関わる用語説明 ●



# 男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日 法律第百二号  
同十一年十二月二十二日 同第百六十号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則 (第一条—第十二条)

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

### 第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による

差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

## (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

## (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

## (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

## (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

## (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

## (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

## (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

## 附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

## (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

## (委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

## (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

最終改正 平成二十五年法律第七十二号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が



取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用

について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受け

た後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心<sup>しゅうちん</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次

項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身邊につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

## (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

## (保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

## (保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

## (即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

らない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。



- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 福岡県男女共同参画推進条例 (平成十三年十月十九日福岡県条例第四十三号)

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第七条）
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第八条－第二十一条）
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会（第二十二条）
- 第四章 雑則（第二十三条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

#### （基本理念）

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

#### （県の責務）

第四条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

#### （県民の責務）

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

- 第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

## 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

- 第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

- 第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

- 第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。
- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

- 第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

- 第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

- 第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

- 第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

## (調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

## (苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

## (相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

## (財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

## (男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

### 第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

# 糸田町男女共同参画推進条例 (平成18年9月20日) 条例第20号

---

## 目次

前文

第1章 総則 (第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第9条—第13条)

第3章 糸田町男女共同参画審議会 (第14条)

第4章 雑則 (第15条)

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、わが国は男女平等の実現に向けた取り組みを国際社会における取組と連動し進め、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

糸田町においても、第3次糸田町総合計画・基本計画の中で、女性の社会参加の推進を図り、女性団体の育成・就業条件の整備・社会活動への参加推進等の社会環境の整備を進めてきました。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在し、多くの町民が家庭、地域、職場において男女間の不平等を感じている状況があります。更に、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題も実在しています。

今、少子高齢化の進行をはじめとする社会経済環境の急激な変化への対応や地方分権に伴う住民参加のまちづくりが求められる中、明るく・豊かで・住みよい町、糸田町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

ここに、私たちは、地域が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、糸田町における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項を定め

ることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、  
ることができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、当該者の就業等の環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、町内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動を両立できること。
- (5) 子どもを安心して産み、育てるため、家庭、地域その他の社会のあらゆる場において、男女が共に積極的に子育てに参画するとともに、その環境づくりへの取組みが推進されること。
- (6) 学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画への理解を深めるための取組が推進されること。
- (7) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (8) 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して推進されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、地域の実情を踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、計画的に実施するものとする。

- 2 町は、その他の施策の策定、実施についても、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮するものとする。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者及び教育に携わる者(以下「町民等」という。)との協働並びに国及び他の地方公共団体と協力して取り組むものとする。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女の対等な参画機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職場生活と家庭生活などを両立して行うことができる就業環境の整備など、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

- 第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を考慮し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 誰もが、配偶者等のパートナーに対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 町長は、基本計画を定めようとするときは、町民等の意見を反映するよう努めるとともに、糸田町男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。
- 3 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(町の審議会等における積極的改善措置)

- 第10条 町は、町の審議会などの委員を任命する場合には、積極的改善措置を行うことにより、できる限り男女の均等を図るよう努めるものとする。

(町民及び事業者の理解を深める啓発活動)

- 第11条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者の理解を深めるような適切な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

- 第12条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する取組に対し、情報提供、人材育成などの必要な支援を行うよう努めるものとする。



(苦情等の申出及び処理)

第13条 町民等は、次に掲げる苦情又は相談があるときは、町長に申し出ることができる。

- (1) 町が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情
  - (2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたことについての相談
- 2 町は、前項に規定する苦情又は相談を受けたときは、関係機関等と連携をとり、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

### 第3章 糸田町男女共同参画審議会

(設置)

第14条 男女共同参画の推進について、町長の諮問に応じ、調査審議するため、糸田町男女共同参画審議会を置く。

### 第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 糸田町男女共同参画審議会名簿

No.	氏 名	団 体 名	備 考
1	絹 笠 芳 子	女 性 懇 話 会	会 長
2	島 本 厚 生	民 生 委 員	副 会 長
3	坂 本 好 春	隣 保 館	
4	植 高 泰 子	女 性 懇 話 会	
5	日 高 奈 智 子	一 般 公 募	
6	米 村 美 幸	社 会 福 祉 協 議 会	
7	松 本 由 美 子	一 般 公 募	
8	世 羅 修 次	一 般 公 募	
9	宿 利 恵 子	一 般 公 募	
10	福 本 隆 一	町 職 労	

(男女比率【4：6】)

## 男女共同参画社会へのあゆみ

年	世界	日本	福岡県
1945年 (昭和20年)	・国際連合誕生	・「改正選挙法公布」(婦人参政権)	
1946年 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会発足	・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化)	
1967年 (昭和42年)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1972年 (昭和47年)	・1975年を国際婦人年とすることを宣言		
1975年 (昭和50年)	・「国際婦人年世界会議(第1回)」メキシコシティで開催(世界行動計画の採択) ・1976年から1985年までを「国連婦人の十年」とすることを決定	・内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・総理府婦人問題担当室設置及び業務開始 ・女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律の成立(昭和51年施行) ・国際婦人年記念日本婦人問題会議の開催	
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の十年」始まる(1985年まで) ・ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	・民法等の一部を改正する法律(離婚復氏制度)の成立・施行	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定(1977年から1986年) ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館	
1978年 (昭和53年)			・「婦人関係行政推進会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 ・「民生部婦人対策室」設置
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択		
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(第2回)コペンハーゲンで開催《女子差別撤廃条約署名式【75カ国】》	・女子差別撤廃条約署名 ・配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立(昭和56年施行)	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 ・「福岡県行動計画」策定
1981年 (昭和56年)	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO「家族的責任を有する男女労働者の企画均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を採択	・国内行動計画後期重点目標(1981年から1986年)発表	

年	世界	日本	福岡県
1982年 (昭和57年)		・女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	・「福岡県行動計画」改訂 ・婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」提出
1983年 (昭和58年)	・「国連婦人の十年」1985年世界会議準備委員会		
1984年 (昭和59年)	・ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議（東京）	・国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布（昭和60年施行） ・アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ・父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」最終世界会議（第3回）ナイロビで開催《婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(1986年から2000年)》採択	・生活保護基準額の男女差解消 ・女性の年金権の確立《国民年金法の改正》（昭和61年施行） ・男女雇用機会均等法の成立（昭和61年施行） ・女子差別撤廃条約批准及び発効	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・民生部婦人対策室から企画振興部県民生活局婦人対策課へ改正 ・第二次「福岡県行動計画」策定
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（1987年から1990年）を策定	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1988年 (昭和63年)		・「改正労働基準法」施行	
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修など）	
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論（1990年から2000年）」採択	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定（昭和60年施行）	
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定：1991年から2000年）」策定 ・「育児休業法」の成立（平成4年施行）	・婦人問題懇話会提言提出 ・婦人問題懇話会から女性政策懇話会へ改称 ・婦人関係行政推進会議から女性行政推進会議へ改称 ・企画振興部県民生活局婦人対策課から女性政策課へ改称
1992年 (平成4年)	・地球サミット（環境と開発に関する国連会議）リオデジャネイロで開催《「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」採択》		

年	世界	日本	福岡県
1993年 (平成5年)	・国連世界人権会議開催 (ウィーン)	・「パートタイム労働法」の 成立・施行 ・中学校で家庭科が男女必修 になる	
1994年 (平成6年)	・国際家族年 ・E S C A P 地域準備会議の 開催(ジャカルタ)《「ジャ カルタ宣言」採択》 ・国際・人口開発会議の開催 (カイロ)	・男女共同参画室、男女共同 参画審議会、男女共同参画 推進本部設置 ・高校で家庭科が男女必修に なる ・子育て支援のための「エン ゼルプラン」策定	
1995年 (平成7年)	・国際人権委員会「女性に 対する暴力をなくす決議」 採択 ・第4回世界女性会議の開催 (北京)《「北京宣言」及び 「行動綱領」採択》	・「育児休業法」の改定(介 護休業制度の法制化) ・ILO「家族的責任を有す る男女労働者の機会均等及 び待遇の均等に関する条約 (156号)」を批准 ・法制審議会民法部会で選択 的夫婦別氏制の導入や婚姻 最低年齢及び再婚禁止期間、 離婚原因のあり方、嫡出子 でない子の相続分の見直し 等について審議中	・女性政策懇話会「行動計画 策定に向けて」提言提出
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」 答申 ・男女共同参画2000年プラ ン(男女共同参画社会形成 の促進に関する西暦2000年 までの国内行動計画)策定	・第三次「福岡県行動計画」 策定 ・福岡県女性総合センター「あ すばる」開館
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平成10年)			・企画振興部県民生活局女性 政策課から環境生活部県民 生活局女性政策課へ改称
1999年 (平成11年)		・男女雇用機会均等法・育児、 介護休業法施行 ・男女共同参画社会基本法公 布・施行	
2000年 (平成12年)	・国際特別総会 「女性2000年会議(第5回): 21世紀に向けての男女平等・ 開発・平和」の開催 (ニューヨーク)	・「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画」 策定	・環境生活部県民生活局女性 政策課から生活労働部女性 政策課へ改称 ・女性政策懇話会「審議経過 のまとめ」提出 ・男女共同参画社会づくり検 討委員会設置

年	世界	日本	福岡県
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置</li> <li>・「配偶者暴力防止法」(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)公布、一部施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくり検討委員会「提言中間とりまとめ」公表</li> <li>・生活労働部女性政策課から生活労働部男女共同参画推進課へ改称</li> <li>・女性行政推進会議から男女共同参画行政推進会議へ改称</li> <li>・「福岡県男女共同参画推進条例」が施行</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者暴力防止法」全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画審議会」設置</li> <li>・「男女共同参画計画」策定</li> </ul>
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福岡県女性総合センター」から「福岡県男女共同参画センター」へ改称</li> </ul>
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など)</li> <li>・「改正配偶者暴力防止法」施行</li> <li>・「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)をニューヨークにて開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」全面施行</li> <li>・「改正育児・介護休業法」施行</li> <li>・「第二次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県男女共同参画審議会答申「第二次福岡県男女共同参画計画についての考え方」</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第二次福岡県男女共同参画計画」策定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>・「第2次福岡県男女共同参画計画」策定</li> <li>・「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>

年	世界	日本	福岡県
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参加加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出</li> </ul>	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画シンボルマーク決定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合</li> <li>・第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「改正育児・介護休業法」施行</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県男女共同参画審議会答申</li> <li>・「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」</li> <li>・「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UN Women正式発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>・「第3次福岡県男女共同参画計画」策定</li> </ul>
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定</li> </ul>	

年	世 界	日 本	福 岡 県
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）</li> </ul>	

## 第2次基本計画策定までの経過

2013年（平成25年）	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回糸田町男女共同参画推進委員会（以下、推進委員会） 糸田町男女共同参画基本計画策定委員会（以下、策定委員会）を設置</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回糸田町男女共同参画審議会（以下、審議会） 糸田町長より審議会議長へ諮問（8月19日）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察研修（福津市）</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回策定委員会</li> <li>・第2回策定委員会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回策定委員会</li> <li>・第2回推進委員会 第2次基本計画の素案編集作業終了に伴い、策定委員会を解散</li> <li>・第2回審議会</li> </ul>
2014年（平成26年）	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回審議会</li> <li>・第4回審議会</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申（2月4日）</li> </ul>



糸 総 企 財 282 号  
平成 25 年 8 月 19 日

糸田町男女共同参画審議会  
会長 網 笠 芳 子 殿

糸田町長 伊 藤 良 貴



第二次糸田町男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

糸田町は、糸田町男女共同参画推進条例に基づき、「糸田町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。この計画が平成 25 年度（2013 年度）をもって期間満了を迎えます。

つきましては、糸田町男女共同参画推進条例（平成 18 年条例第 20 号）第 9 条第 2 項の規定により、第二次糸田町男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

平成 26 年 2 月 4 日

糸田町長 伊 藤 良 貴 殿

糸田町男女共同参画審議会  
会長 網 笠 芳 子



第二次糸田町男女共同参画基本計画について（答申）

平成 25 年 8 月 19 日付糸総企財第 282 号で諮問のありました、第二次糸田町男女共同参画基本計画について、糸田町男女共同参画審議会でも慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。



## 答 申

---

糸田町男女共同参画審議会は、平成25年8月19日に第二次糸田町男女共同参画基本計画策定の諮問を受け、慎重に調査・審議を重ねてまいりました。

平成22年に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第3次）」では、男性や子どもに対する意識啓発や、地域や防災などの分野における男女共同参画の推進が重点分野として盛り込まれるなど、第2次計画よりも更に踏み込んだ内容となっています。糸田町においても国の方針に則った上で第1次計画を継承し、「糸田町男女共同参画推進条例」の基本理念および当町の実情に沿ったものとなるよう留意し、第2次基本計画の作成にあたりました。

この基本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、地域一体となって男女共同参画を推進することを目指して作られたものです。「ともに尊重しあえるまち、いとだ」という基本理念を掲げ、5つの基本目標を柱とした男女共同参画推進活動が展開されることを切に望み、ここに答申いたします。

なお、当審議会は今後も男女共同参画に係る施策等に関して審議を続け、糸田町の男女共同参画の推進に資する決意を持っていることを申し添えます。

## 男女共同参画に関わる用語説明

---

### あ 行

---

#### ■ ILO 第156号条約

「ILO」とは、国際労働機関(International Labour Organization)の略。国際専門機関の1つで、国際的な労働基準の設定、労働条件の向上を目的として1919年(大正8年)に創設。日本は1951年(昭和26年)に加盟。1981年(昭和56年)の総会で「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約(第156号)ならびに勧告(第165号)」を採択した。ILO156号条約では、各加盟国が育児や介護などの家族的責任を有する労働者についてそうした労働者のニーズに対応した措置を講じ、労働者一般の労働条件を改善することを義務づけている。

#### ■ アクション・プラン

目標や事業計画を達成するための具体的な施策。何をいつまでにどうするかを決めることで、目標達成までの道筋を明らかにすることができる。

#### ■ 育児・介護休業法

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のこと。平成21年6月に改正され、一部を除いて平成22年6月30日から施行されている。一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する企業については平成24年7月1日から施行。

#### ■ NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織をいう。1998年(平成10年)に、この組織に法人格を与え、活動を支援するため特定非営利活動促進法が成立した。

#### ■ エンパワーメント

「力をつけること」という意味。女性に限らず、例えば障害をもった人が力をつけることの重要性をいう時などでも使われる言葉である。政治・経済・社会・文化など社会のあらゆる分野で女性も自分で意思決定をし、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるといわれている。

### か 行

---

#### ■ 国際人口開発会議

1994年(平成6年)にエジプトのカイロで開催された国際会議。179ヶ国の代表が出席。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進が、今後の人口政策の大きな柱となるべきことが合意された。

### ■ 国際婦人年

1972年(昭和47年)、第27回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とすることを決議した。同年、メキシコで「国際婦人年世界会議」が開催され、「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択された。

### ■ 国籍法

日本の国籍の取得及び喪失に関して規定している法律。平成20年に改正され、平成21年から施行されている。

### ■ 国内行動計画

第1回世界女性会議で採択された世界行動計画及び婦人問題企画推進会議の答申に基づき、1977年(昭和52年)に策定された計画。計画期間は1977年～1986年(昭和61年)の10年間。

1987年(昭和62年)には「男女共同参加型社会の形成を目指す」ことを総合目標とした「新国内行動計画」へと改定され、この後「男女共同参画2000年プラン」(1996年策定)、「男女共同参画基本計画」(2000年策定、2005年第2次、2010年第3次)へと引き継がれた。

### ■ 国連世界人権会議

1993年(平成5年)、国連世界人権会議「ウィーン宣言」で、各国政府は、「あらゆるレベルの教育へのアクセスのみならず、アクセスできる適切な保健医療と広範囲な家族計画サービスへの女性の権利」を認めた。

### ■ 固定的性別役割分担意識

一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいう。

## さ 行

### ■ 参加と参画

「参加」は仲間に加わること。「参画」は単に参加しているだけでなく、積極的、主体的に参加するという意味でとらえられている。狭義には、企画や決定に関わり、意見を反映させていくという意味。

### ■ シェルター

暴力などから逃れてきた被害者が一時的に避難できる施設のこと。被害者に対し、居住場所や食事などを提供し、さまざまな相談に応じるなど、支援内容は多岐にわたる。

## ■ ジェンダー

本来の生物学的な性別(セックス)ではなく「女(男)らしさ」や「女(男)はこうあるべき」といった、社会的、文化的な性別のこと。

## ■ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

官民が一体となってワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むため、2007年(平成19年)に開催された「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で策定されたもの。2010年(平成22年)には、経済情勢の変化や施策の進捗を踏まえ、憲章と行動指針に新たな視点や取り組みを盛り込んだ上で、政労使トップにより新たに合意が結ばれた。

## ■ 少子高齢化

少子化と高齢化を合わせた現象をいう。日本の少子高齢化は、出生率の低下と平均寿命の延伸が主な要因となっている。

## ■ 女子差別撤廃条約

1979年(昭和54年)に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指して、法律、制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、1980年(昭和55年)に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、1985年(昭和60年)に批准した。

## ■ 女性2000年会議

2000年(平成12年)にニューヨークの国連本部で開かれた会議で、正式名称は「国連特別総会女性2000年会議」。北京世界女性会議で採択された行動綱領の実施状況の評価とともに、新たに取るべき行動とイニシアティブについて討議がなされ、各国の決意表明や理念を謳った「政治宣言」と北京行動綱領の実施促進のため「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択された。

## ■ 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではない。毎年、11月12日～11月25日の2週間にわたり「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されている。なお、11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」となっている。

### ■ 女性労働力率

15歳以上の働く女性の割合を示すもので、算出方法は「女性労働力率＝15歳以上の女性の労働力人口(※1)÷15歳以上の女性人口」となる。日本の女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期に一度大きく低下するために、M字カーブといわれており、日本人女性の就業状況の特徴を表す用語としても定着している。

(※1)労働力人口＝就業人口＋完全失業者数

### ■ 心的外傷後ストレス障害 (PTSD「Post-Traumatic Stress Disorder」)

生命の危機に瀕するような出来事や、慢性的に繰り返される虐待などによって心に加えられた衝撃的な傷が原因となり、さまざまなストレス障害を引き起こす疾患のこと。症状として、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を意識的または無意識に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることなどがある。

### ■ 世界女性会議

1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回(国際婦人年女性会議)は1975年(昭和50年)にメキシコシティで、第2回(「国連婦人の10年」中間年世界会議)は1980年(昭和55年)にコペンハーゲンで、第3回(「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議)は1985年(昭和60年)にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年(平成7年)到北京で開催された。

### ■ セクシャル・ハラスメント (略：セクハラ)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれ、望まない行為を受けるという「基本的人権の侵害」にあたるものである。特に、雇用の場においては「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

### ■ 積極的改善措置 (ポジティブアクション)

これまでの社会的・構造的な差別によって、結果的に現在不利益を被っている人たちに対して、一定の範囲内で特別なチャンスを提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のことをいう。この「積極的改善措置」は男女共同参画社会基本法にも、男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、機会を積極的に提供することと明記され、国や地方公共団体にはこの積極的改善措置を含むさまざまな施策に取り組んでいく責務があると書かれている。

## た 行

## ■ ダイバーシティ（多様性）

雇用の機会均等や、多様な働き方を指す言葉。人種や性別、ライフスタイルなどさまざまな違いを受け入れ、その違いを積極的に活かそうという観点と、将来的な少子高齢化による労働力人口の減少などに対応した人材確保の観点から、ダイバーシティへの取り組みが広がっている。

## ■ 男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、2005年(平成17年)に第2次、2010年(平成22年)に第3次の男女共同参画社会基本計画が閣議決定されている。

## ■ 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされている。1999年(平成11年)6月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画社会基本法が制定された。

## ■ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律で、1999年(平成11年)6月23日に公布・施行された。

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

## ■ 男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、2001年(平成13年)から毎年6月23日～6月29日の1週間を「男女共同参画週間」としている。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事などを全国的に実施している。

### ■ 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のことで、1985年(昭和60年)に制定。1999年(平成11年)、2007年(平成19年)にそれぞれ改正されており、男女双方に対する差別や間接差別(募集・採用にあたり身長や体重を要件とする、など)の禁止、妊娠・出産を理由とした不利益取り扱いの禁止などが盛り込まれている。

### ■ 男女平等

出産などの生物的、肉体的機能による区別を除き、男女の社会的な地位やそれに基づく権利、義務、待遇などにおいて平等であること。ただし、社会的な男女格差の解消を目的に、男女どちらかだけを対象にした取り組み〔積極的改善措置(ポジティブアクション)〕は、性別を理由とした差別にはあたらない。

### ■ ドメスティック・バイオレンス(略:DV)

(元)配偶者や内縁関係、恋人などの近親者の中で起こる暴力のこと。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

## は 行

### ■ パートタイム労働法

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」という。1993年(平成5年)6月制定、12月施行。近年の少子高齢化に伴い労働力が減少する中、パートタイム労働者の雇用環境整備のため、改正されたパートタイム労働法が2008年(平成20年)から施行されている。

### ■ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

2002年(平成14年)4月1日から全面施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っている。この法律の一部改正に伴い、法律名も「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」から現法律名に改正されている。2013年(平成25年)7月公布、2014年(平成26年)1月施行。

### ■ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、被害者などの一時保護、自立した生活を促進するための情報提供や援助などを行う施設。都道府県が設置する婦人相談所や、その他の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。

### ■ パブリックコメント制度

行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度(意見公募手続)。2005年(平成17年)6月の行政手続法の改正により新設された。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的としている。行政機関が命令や規則を策定または変更する場合、ホームページなどを通じて素案を公表し、住民から意見を募る。住民は電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。

### ■ 夫婦別氏(姓)制度

夫婦がそれぞれ異なる氏(姓)を名乗る制度のこと。夫婦別氏制度には、(1)夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、(2)夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの(選択的夫婦別氏制度)、(3)夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれが結婚前の氏を名乗ることを認めるもの(いわゆる例外的夫婦別氏制度)などがある。わが国の現行制度では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」(民法第750条)と、夫婦同氏制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていない。1996年(平成8年)2月の法制審議会答申において、選択的夫婦別氏制度の導入が提言され、2001年(平成13年)10月には、男女共同参画会議基本問題調査会が「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を公表した。その中では、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するために選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいとの考えが示されている。

### ■ フレックスタイム制

始業・終業の時刻やその日の労働時間の長さを各労働者が自由に決定できる制度のこと。使用者は、清算期間(1ヶ月以内の期間で、労使協定で定めた期間)を平均し、1週間あたりの法定労働時間を越えない範囲で、1週または1日の法定労働時間を越えて労働させることができる。一般的に、1日のうちで必ず就業する時間帯(コアタイム)と、その時間帯中であればいつ入社・退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)を設定した上で運用される。なお、コアタイムは必ずしも設定する必要はない。

### ■ 北京宣言及び行動綱領

1995年(平成7年)到北京で開催された第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は12の重大問題領域に沿って女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。具体的には、(1)女性と貧困、(2)女性の教育と訓練、(3)女性と健康、(4)女性に対する暴力、(5)女性と武力闘争、(6)女性と経済、(7)権力及び意思決定における女性、(8)女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9)女性の人権、(10)女性とメディア、(11)女性と環境、(12)女兒から構成されている。

### ■ 保護命令制度

配偶者暴力防止法に基づき、裁判所が加害者に対し発令する。保護命令には、被害者・子への接近禁止命令(6ヶ月)、被害者住居等からの退去命令(2ヶ月)などがある。



**■ 母性保護**

女性の体に備わった妊娠、出産、哺育の機能(母性)とは、当該の期間だけでなく一生を通じて、また、独身者や子どものいない人も含めて全ての女性に対して、体に影響を与えています。労働加重によってこの母性機能が妨げられることのないように、労働の一定の制限を権利として社会に保障することが「母性保護」である。

---

**ら 行****■ ライフスタイル**

生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味を持っている。

**■ ライフステージ**

年齢に伴って変化する生活段階のことで、入学や就職、結婚、出産など、一生の中で節目となる出来事によって段階が区分される。

**■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康/権利)**

妊娠・出産・避妊などについて、女性自らが決定権を持つという考えのことで、1994年(平成6年)の国際人口開発会議で確立された。

個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、健康とは疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味し、全ての人々の基本的人権として位置付ける理念である。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

---

**わ 行****■ ワーク・ライフ・バランス**

「仕事」と「仕事以外の生活(育児、趣味、地域活動など)」との調和を取り、両方を充実させる生き方のこと。仕事だけでなく、地域生活や家庭などでも自分の役割を果たすことで、多様な生き方、充実した生活の実現を目指すものである。